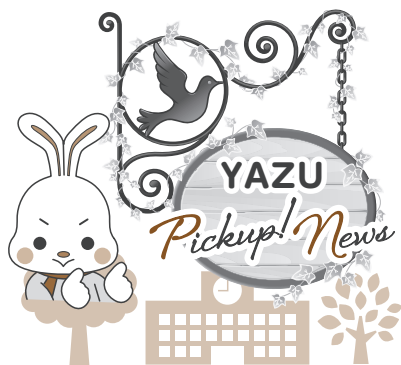




ピックアップ ニュース

町のいまを
わかりやすくお届け!

ページ ID を
ご活用ください!

広報やずに掲載している情報は、町ホームページでより詳細な内容をご覧ください。ホームページの「検索」からページ ID 検索窓に 7 桁の数字を入力すると、目的のページにジャンプします。

令和 9 年度 保育所入所申込みのお知らせ

令和 9 年度の保育所入所について、「入所申込（給付認定申請）」の受付を行います。

令和 9 年 4 月以降、新規に保育所利用を希望される方や令和 9 年度の年度途中から利用を希望される方は、受付期間内にお申し込みください（転園を希望される方を含みます）。

なお、町外の認定こども園や幼稚園などへの入所を希望される方は、町民課にご相談ください。



申込受付期間

11月2日(月) ~ 12月4日(金)

申込方法など

申込用紙・案内冊子配布場所

- 町民課
- 各保育所
- 船岡住民課
- 八東住民課
- 子育て支援センター
- 郡家保健センター
- 男女共同参画センター「かがやき」
(八東保健センター)

※申込用紙等は町ホームページからもダウンロードできます。

申込受付場所（申請書等提出先）

- 町民課、または、入所第 1 希望の保育所
- ※入所要件や保育料などについて、詳しくは配布する案内冊子をご覧ください。

町内保育所一覧

保育所名	所在地	電話番号
郡家東保育所	稲荷167	72-5000
郡家保育所	郡家71-1	72-3123
国中保育所	石田百井3-2	72-3137
船岡保育所	坂田30	72-6400
八東保育所	安井宿1346	84-6425

問い合わせ

町民課 ☎76-0205

ページ ID

0001432



◇ 特別保育事業なども行っています ◇

延長保育 保護者の就労形態により、平日の標準時間保育終了後（午後 6 時以降）から午後 7 時まで延長して保育を行います。

土曜午後保育 保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、土曜日の通常保育時間終了後（午前 11 時 30 分以降）から午後 6 時まで延長して保育を行います。（弁当が必要です）

障がい児保育 集団生活が可能で、心身に障がいをお持ちの児童を保育所で受け入れ、他の児童とともに集団保育を行います。

病後児保育 病気の回復期にあるものの、他の児童との集団生活が困難な時期において、病後児保育室での保育を行います。

特別利用保育 3 歳以上児で保育の必要性のない子ども（＝1 号認定子ども）が、保育所から受けることのできる保育です。4 月 1 日時点で 3 歳以上の児童のうち、保育の必要性のない児童を対象に、特別利用保育を行います。（実施時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 3 時までです。）



11月は「児童虐待防止推進月間」です

～見過ごしてはいけないヤングケアラーのサイン～

「お手伝い」と「ヤングケアラー」の違い、知っていますか？

ヤングケアラーとは、本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。お手伝いとの違いはその負担や責任の重さです。

少子高齢化や家族形態の変化に伴い、誰もが家族のケアを担う時代となる中、子どもたちが家族の世話をするこも、決して特別なことではありません。

しかし、子どもが担う範囲を超えた役割や責任を引き受けている場合には、実質的なネグレクト（育児放棄）や虐待につながる可能性があり、子どもの成長や生活に関わる深刻な問題となることがあります。



例えば、こんな子どもたちです

- ・家族に代わって、買い物や料理、掃除、洗濯などをしている。
- ・幼いきょうだいの身の回りの世話をしている。
- ・家族の付き添いや通訳、手続きの代行などをしている。

子どもたちのこんなサインはありませんか？

- ・遅刻・早退・欠席が増えた。
- ・友達と遊ぶ時間が極端に少ない。
- ・「自分がしっかりしないと」と、過度な責任感を抱えている。

本人にヤングケアラーの自覚がない場合もあります。周囲の大人が子どもの変化に気づき、否定したり決めつけたりせず、まずは話を聞いてみるのが大切です。



子どもが家事や家族の世話をすることはよくないこと？

成長に見合ったお手伝いは、生活する力や思いやりなどを育む大切な経験です。一方で、過度な負担や責任が続くと、心身の健康や学校生活、教育・進路などに影響することがあります。



「もしかしたら」と気づくことが、子どもを支える第一歩です。

相談内容	連絡先
◎ヤングケアラーやその家族の方などが相談したいとき ヤングケアラー相談窓口 (平日(祝日除く) 8:30～17:30 まで)	福祉相談センター(鳥取市江津 318-1) ☎ 0857-29-5460
ヤングケアラー相談窓口 (平日(夜間) 17:30～8:30 まで / 土日祝日 24 時間)	県教育委員会いじめ・不登校総合対策センター ☎ 0857-28-8718
◎児童虐待かもと思ったとき 児童相談所虐待対応ダイヤル ※お住まいの地域の児童相談所につながります。	いちばやく 189 (通話料無料、匿名でも大丈夫です) ※一部の IP 電話からはつながりません。
◎子育てのこと等、相談したいとき 児童相談所相談専用ダイヤル ※お住まいの地域の児童相談所につながります。	いちばやく おなやみを 0120-189-783 (通話料無料) ※一部の IP 電話からはつながりません。
◎出産・子育て等に関する悩みがあるとき	八頭町保健課(こども家庭センター) こども健やか係 ☎ 72-6511

「暮らしの便利帳」を発行します

町では、株式会社サイネックスとの官民協働事業により、行政情報をはじめ、暮らしに役立つ情報を一冊にまとめた「暮らしの便利帳」を発行します。

「暮らしの便利帳」は、令和9年2月末に町内全世帯へ配布する予定です。

発行にあたり、今後、便利帳への有料広告掲載にご協力いただける事業者を募集します。広告掲載について詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ

総務課 ☎ 76-0201
株式会社サイネックス鳥取支店
☎ 0857-53-7267

10月1日から役場の組織体制が変わりました

10月1日から、役場の組織体制を見直し、一部の課の名称変更や業務の移管を行いました。

防災室を「防災安全課」に改めたほか、「商工観光課」を設置し、交通政策やふるさと納税(企業版を含む)などの業務を担当します。お問い合わせや各種手続きの際は、担当部署をご確認のうえ、ご連絡いただきますようお願いいたします。

旧課名	新課名	電話番号	場所
防災室	防災安全課	76-0203	本庁舎1階
産業観光課	農林振興課	76-0208	本庁舎2階
商工観光室	商工観光課	72-0144	船岡庁舎1階

問い合わせ

総務課 ☎ 76-0201

令和7年度 八頭町の決算状況をお知らせします

町では、「八頭町財政状況の公表に関する条例」に基づき、毎年度の決算状況を公表しています。

令和7年度は、「第3次八頭町総合計画」や「第3期八頭町総合戦略」などに基づき、子育て・教育や地域福祉の充実、農林業・商工業など地域産業の活性化に取り組みました。

公共施設や生活基盤の整備を進めるとともに、医療・福祉、農業、災害復旧、物価高騰対策など、町民の暮らしを支える取り組みを幅広く実施しました。

ここでは、町にどれだけのお金が入り、どのような事業に使われたのかなど、令和7年度の決算状況の概要をお知らせします。



大規模改修を行った船岡保健センター

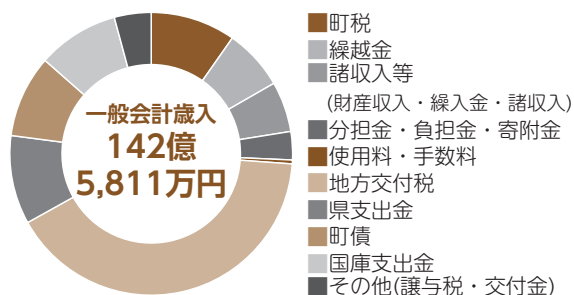


船岡小学校に設置されたエレベーター



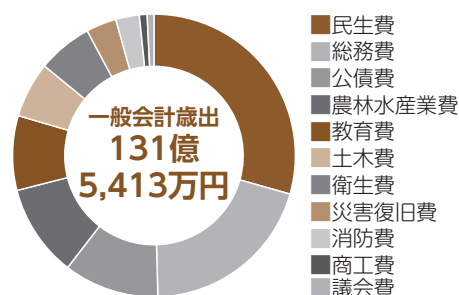
整備された郡家駅前駐車場

一般会計 歳入 142億5,811万円



歳入	
科 目	決算額
町税	13億8,719万円
繰越金	9億9,424万円
諸収入等 (財産収入・繰入金・諸収入)	8億2,225万円
分担金・負担金・寄附金	4億6,107万円
使用料・手数料	6,285万円
地方交付税	58億1,393万円
県支出金	14億4,756万円
町債	13億4,170万円
国庫支出金	13億2,702万円
その他(譲与税・交付金)	6億30万円
歳入合計	142億5,811万円

一般会計 歳出 131億5,413万円



歳出	
科 目	決算額
民生費	38億6,648万円
総務費	26億5,269万円
公債費	14億3,307万円
農林水産業費	13億9,128万円
教育費	11億2,140万円
土木費	8億3,637万円
衛生費	8億2,376万円
災害復旧費	4億5,583万円
消防費	3億5,497万円
商工費	1億1,670万円
議会費	1億158万円
歳出合計	131億5,413万円

令和7年度財政健全化判断比率

財政健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を評価する指標です。この比率によって、町の借金の返済能力や将来の財政運営が健全かどうかを判断できます。この比率は小さい数値ほど健全度が高いとされています。

実質赤字比率	—	連結実質赤字比率	—
一般会計の赤字の割合のことをいいます。八頭町は黒字決算となっており、赤字比率が生じていないため「—」の表示となっています。		全ての会計を合わせた赤字の割合のことをいいます。八頭町は全会計を含めた決算が黒字となっており、実質赤字比率と同様に「—」の表示となっています。	
実質公債費比率	10.7	将来負担比率	21.6
借金返済に必要な支出が、毎年の一般財源(税収など)に対してどのくらいの割合を占めるかを示す指標です。早期改善が必要とされる基準値である25.0を大幅に下回っています。		地方債残高や退職手当、公共施設の維持費などの将来負担を財政規模に対して数値化したものです。基準値350.0を大幅に下回っています。	

特別会計・普通会計の決算額と欠損状況

○ 特別会計歳入歳出決算額

特別会計名	歳入総額	歳出総額	差引額
国民健康保険	17億6,896万円	17億436万円	6,460万円
介護保険	24億8,234万円	22億3,746万円	2億4,488万円
宅地造成	47万円	20万円	27万円
墓地事業	200万円	24万円	176万円
後期高齢者医療	2億9,787万円	2億9,648万円	139万円
上私都財産区	561万円	15万円	546万円
市場、覚王寺財産区	72万円	1万円	71万円
上津黒、下津黒財産区	737万円	0万円	737万円
篠波財産区	1,604万円	12万円	1,592万円
大江財産区	1,217万円	24万円	1,193万円

○ 特別会計歳入歳出決算額（公営企業会計分）

区 分		収入	支出	差引額
簡易水道事業会計	収益的収支	3億5,641万円	3億4,736万円	905万円
	資本的収支 ※1	5,496万円	1億2,930万円	△7,434万円
下水道等事業会計	収益的収支	9億4,333万円	8億9,940万円	4,393万円
	資本的収支 ※2	6億4,791万円	6億4,858万円	△67万円

※1 収支の不足分は当年度分消費税・地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金で補填しました。

※2 収支の不足分は過年度損益勘定留保資金で補填しました。

特別会計とは？

特定の事業や目的に対して運営される会計です。例えば、国民健康保険や介護保険など、特定の収入源と支出がある場合に利用されます。通常の行政運営とは分けて管理され、透明性を保つ役割があります。

○ 普通会計性質別経費の状況

区 分	決算額	構成比	摘 要
人件費	24億8,547万円	18.9%	職員の給与、議員報酬、各種委員報酬などです
扶助費	17億5,972万円	13.4%	各種法律等により措置される生活扶助費などです
公債費	14億3,307万円	10.9%	町の借金の返済に要した経費です
物件費	22億6,545万円	17.3%	消耗品、光熱水費、事務機の使用料などです
補助費等	18億1,557万円	13.8%	各種補助金、負担金などです
繰出金	8億2,252万円	6.3%	特別会計へ繰り出した経費です
投資的経費	18億7,218万円	14.3%	建設事業や災害復旧に要した経費です
その他	6億7,276万円	5.1%	基金積立金、維持補修費、貸付金などです
合計	131億2,674万円	100.0%	

「地方財政状況調査」による普通会計（一般会計、墓地会計）の歳出性質別の数値です。

普通会計性質別経費とは？

町の行政運営に必要な支出を性質ごとに分類したものです。主に人件費、物件費などが含まれ、これにより財政運営の透明性が確保され、町がどのように資金を活用しているかがわかります。

○ 不納欠損の状況

区 分	不納欠損額	件数
町民税（個人）	95万円	6件
固定資産税	207万円	16件
軽自動車税	17万円	4件
町営住宅使用料	165万円	1件
国民健康保険税	301万円	12件
介護保険料	42万円	4件
水道使用料	104万円	370件
公共下水分担金	24万円	1件
公共下水使用料	27万円	71件
農業集落排水使用料	58万円	189件
合 計	1,040万円	674件

地方債と基金の運用状況

○ 地方債現在高（町の借金） ○ 基金現在高（町の貯金）

一般会計	129億6,294万円	一般会計	69億6,159万円
特別会計	33億2,901万円	特別会計	5億3,794万円
合 計	162億9,195万円	合 計	74億9,953万円

※町民一人あたりの借金（全会計）108万円

※町民一人あたりの貯金（全会計）50万円

不納欠損とは？

歳入を徴収するときに、債務者が死亡し相続人もいない場合や時効の成立などの理由で徴収できなくなったとして、その徴収金額を消滅させることをいいます。